

指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

令和7年 1月14日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		更新年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第383号	有限会社 ミカワ 設備工業	千葉県若葉区 小倉台六丁目 26番14号	實川 実	有限会社 ミカワ 設備工業	千葉県若葉区 小倉台六丁目 26番14号	令和6年12月17日 (令和12年3月30日)